

北区補助金適正執行ガイドライン

1 本ガイドラインの目的

補助金は、区が政策目的を効果的に実現するための有効な手段の一つとして様々な分野で活用されてきた。

一方で、その趣旨及び効果が曖昧であること、長年にわたり特定の相手方に交付され続けることによって既得権化しやすい等の指摘がなされている。

また、区の補助金は増加傾向にあるが、健全で持続可能な行財政運営を確立するため、限られた財源をより効果的かつ効率的に活用できるよう、補助金の適正執行を図ることが求められている。

補助金の適正執行についての確認は、これまでも、行政評価及び予算編成過程の中で行われてきているが、区としての統一的な基準は存在していない。

その状況を鑑み、本ガイドラインは「北区経営改革プラン2020」に基づき、補助金の適正執行及び制度検討を行うに当たっての視点、考え方、検証項目等について、統一的な基準を示すものである。

北区職員は、補助金の効果的かつ効率的な執行を図るため、本ガイドラインに基づき、より一層の適正化に努めていかなければならない。

2 本ガイドラインの対象

本ガイドラインの適用対象となる補助金は、歳出予算科目の節として規定されている「負担金補助及び交付金」のうち、細節が「補助交付金」であるものとする。

ただし、国、東京都等の連動補助に該当する等の理由により、区の補助額、補助率等を他団体が規定しているものは対象外とする。

なお、団体等が通年で活動を行うことに対する補助金を「団体補助」とし、イベント、修繕等の個別事業に対する補助金を「事業補助」とするが、いずれも本ガイドラインの対象に含むこととする。

3 補助金適正執行の取組を進めるに当たっての交付基準

以下の（１）から（４）までを補助金の交付基準とし、適正執行を進めていくこととする。

（１）公益性（必要性）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 には、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、当該補助金が公益上必要であるかといった視点が重要となる。具体的には以下の事項を確認することとする。

- ・補助事業の目的及び内容は社会経済情勢、区民ニーズ等の変化に的確に対応し、客観的に見て明確な公益性が認められること。
- ・基本構想、基本計画、個別計画等の区の政策に適合していること。
- ・公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要がある事業であること。

（２）公平性

補助金制度は、公平に運用されるものであり、既得権益化されている、固定的である、と社会通念上誤解されないような運用が求められる。具体的には以下の事項を確認することとする。

- ・補助交付先の選定において、選定基準を明確に設定し、募集及び選定手続を公平かつ透明に実施していること。
- ・特定の個人又は団体に限定されないよう機会均等が担保されていること。

（３）有効性（効率性）

地方自治法第 2 条第 14 項には、「地方自治体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、補助金についても効率性が求められる。具体的には以下の事項を確認することとする。

- ・補助金の交付以外の代替策がないこと。
- ・補助金額に見合う費用対効果が認められること。
- ・補助金交付の効果が区民に広く還元されていること。

（４）適正性（適格性、妥当性）

補助金適正化のためには、補助金制度自体が適正であることが前提となる。

また、補助金を支出するにあたって、団体等による執行が適正に行われていることも必要である。具体的には以下の事項を確認することとする。

- ・法令等に抵触していないこと。
- ・補助金額、補助率等が補助要綱等に明確に定められており、その算出根拠が適正であること。
- ・団体等の活動内容が補助目的に合致していること。
- ・団体等の会計処理及び補助金の使途が適正であること。

4 具体的な取組

前述した交付基準を確認のうえ、次の取組を行っていく。

(1) 補助金の廃止又は縮小

以下のいずれかに該当する補助金は廃止又は縮小を検討するものとする。

- ・補助金の補助目的が既に達成されているもの。
- ・社会経済情勢の変化等により、補助効果が薄れているもの。
- ・補助目的、経費負担等の観点から、補助率又は補助金額が過大であるもの。
- ・補助対象経費に、団体構成員相互の親睦経費、慶弔費等、公金で賄うことが妥当ではない経費が含まれるもの。
- ・団体等の繰越金額が、区からの補助金額を恒常的に上回っているもの。

(2) 補助率の適正化

- ・補助金は、区民等の主体的運営及び自立的運営を支援するために交付するものであることから、補助率の上限は、原則、補助対象経費の2分の1以内又はあらかじめ定めた限度額のうち、いずれか低い額とすること。政策的な理由等から2分の1を超える補助が必要となる場合については、その妥当性を十分説明できるようにすること。

(3) 類似する補助金の統合

- ・補助目的、対象、要件等が類似する補助金については、整理・統合を行うものとする。

以上の取組を確実に実施するため、毎年度予算要求時、事業補助については上記に留意した資料作成を行い、団体補助については「補助金適正化チェックシート」を作成の上、財政課に提出するものとする。